

社会福祉法人ネバーランド福祉会 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ネバーランド福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所定週平均4日以上勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

4 役員の職務は、法人の人事・財務・運営等の経営管理に携わることをいう。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 所定週平均4日以上、法人の業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1に定める範囲内で、月額報酬を支払うことができる。金額については、評議員会の承認を得ることとする。

2 前項の報酬を受ける常勤役員については、当該報酬以外に、法人旅費規程に定める理事会、監事監査、評議員会等出席に係る日当及び旅費を支払わないものとする。

(役員等の職務証跡)

第4条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、出勤簿もしくはタイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

2 その他職務証跡として、理事会議事録、法人の会議、行事への出席の記録、各種資料（会計関係書類、稟議書、報告書等）への承認印又は検印による証跡を整備保管するものとする。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年12月 1日より適用する

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
常勤理事長 業務報酬（月額）	1,000,000円以内	交通費実費又はガソリン代
理事長を除く常勤役員 業務報酬（月額）	500,000円以内	交通費実費又はガソリン代

※交通機関の場合は実費

ガソリン代の場合は1km15円×往復距離